

災 害 の 概 要

平成30年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、5,778億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去5ヶ年（25災～29災）平均2,639億円に対して約200%にあたる。また所管別にみると、国土交通省5,615億円（全体の97.2%）、農林水産省163億円（同2.8%）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が438箇所758億円（13.5%）、補助事業が25,833箇所4,851億円（86.4%）、水資源機構分が5箇所6億円（0.1%）であり、国土交通省所管事業の過去5ヶ年平均2,563億円に対して約219.1%にあたる災害が発生した。

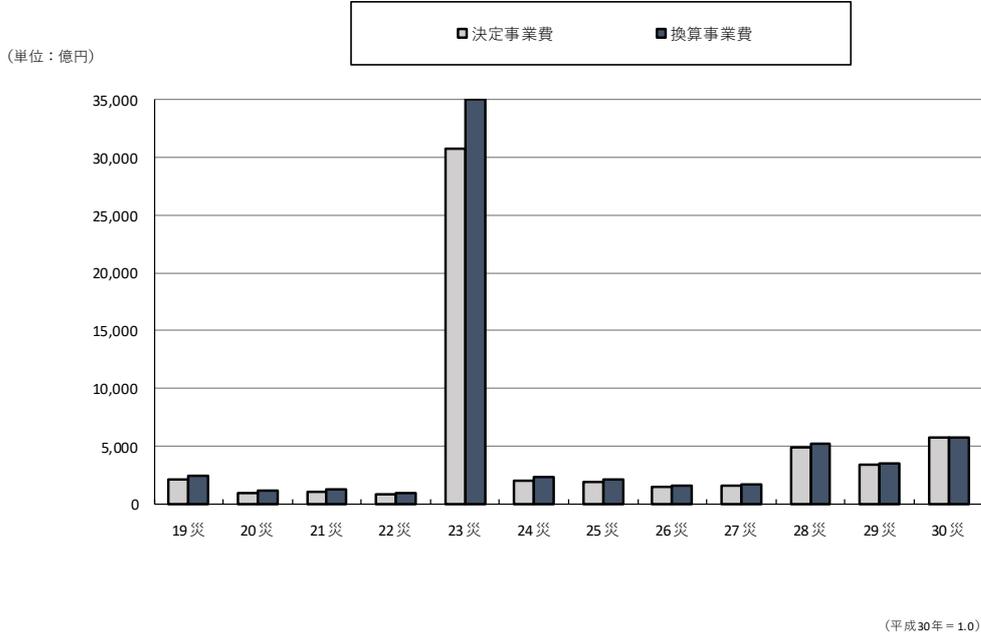
主な災害としては、「平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨（梅雨前線豪雨、台風第5号、第6号、第7号及び第8号）による災害」、「平成30年北海道胆振東部地震による災害」などが挙げられる。

公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては、「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害として、「平成30年北海道胆振東部地震による災害」が平成30年9月28日付政令第289号をもって指定され、「平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨（梅雨前線豪雨、台風第5号、第6号、第7号及び第8号）による災害」が令和元年5月17日付政令第5号をもって指定された。

また、「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害として、「平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第19号、第20号及び第21号等）による災害」が平成30年9月28日付政令第288号をもって指定されるとともに、「平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨（台風第24号）による災害」が平成31年3月15日付政令第42号をもって指定された。

また、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、北海道東川町外97市町村が告示された。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移



	19災	20災	21災	22災	23災	24災	25災	26災	27災	28災	29災	30災
決定事業	2,070	968	1,067	803	30,750	2,009	1,865	1,502	1,588	4,878	3,363	5,778
換算事業	2,422	1,094	1,238	931	35,055	2,310	2,089	1,607	1,699	5,171	3,464	5,778

(注) デフレーター（国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室算出）は、土木総合工事費指数（平成23年度＝100）の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は平成30年度を1.00として換算した。また、使用した指数のうち平成28～30年度は暫定値である。